

かごしま環境未来館機械警備業務委託仕様書

1 対象施設

かごしま環境未来館（鹿児島市城西2丁目1番5号）

2 業務内容

- (1) 盗難、火災の防止若しくは早期発見とその被害拡大防止
- (2) 不法侵入者、潜伏者その他不審者の感知と排除
- (3) 事故感知時及び発生時における関係先への至急通報、連絡
- (4) その他警備について必要な事項及び甲が指示する事項

3 警備方法

- (1) 警備業務用機械装置を建物内に設置し、これらの発信信号を受信し、業務を遂行する。
- (2) 受信装置は、少なくとも警報装置作動開始、同装置作動解除、侵入異常、火災異常及び断線の5種が判別できること。
- (3) 受注者は、警備機器により異常事態の発生を知ったときには、緊急要員を契約対象物件に急行させ、異常事態の内容確認を行い、必要な処置を取ること。同時に遅滞なく電話で警察に緊急出動の要請を行うこと。
- (4) 受注者は、警備機器によって契約対象物件の火災異常を発見したときは、遅滞なく電話で消防機関へ通報を行うこと。
- (5) 受注者は、業務遂行に必要と認められたときには、発注者の緊急連絡先に遅滞なく電話連絡し、現場確認のための出動を要請すること。
- (6) 受注者は、警備機器を常に円滑に運営できるように定期的に保守点検を行うものとし、点検の都度その結果を発注者に報告するものとする。
- (7) 受注者が設置した機器類の作動不正常及び故障については、受注者の責任において、速やかに修理及び復旧を行うこと。

4 警備業務実施時間

警備対象施設が無人の状態になり、発注者からの警備装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、発注者からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

当該警備施設の勤務時間は、火曜日から土曜日は9時15分から21時15分まで、日曜日及び休日（休日が月曜日に当たるときは、当該日を含む。）は9時15分から18時までであるが、勤務時間外に職員の出入りがあり、警備業務実施時間が断続的になる日がある。

(1) 警備開始時における取扱い

① 発注者における取扱い

発注者の最終退所者は、出入口の施錠・防犯・防火その他の事故防止上の必要な処理をなし、キーボックスの電源及び作動状況を確認してON（警戒）の状態にセットし、速やかに退所する。

② 受注者における取扱い

受注者は、発注者の最終退所者のキーボックスの操作により自動的に表示される ON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。

(2) 警備終了時における取扱い

① 発注者における取扱い

発注者の最初の入所者は、出入口を開錠して速やかにキーボックスを OFF（警戒解除）の状態にセットする。

② 受注者における取扱い

受注者は、発注者の最初の入所者が行うキーボックス操作により自動的に表示される OFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

5 警備報告・事故報告

受注者は、委託業務実施報告書を実施月の翌月速やかに提出しなければならない。

また、異常事態発生時にはその都度事故報告書を発注者に提出しなければならない。

6 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、厳重に保管し、使用するものとする。

7 警備機器設置工事及び保守点検費用

警備機器及びこれに付随する一切の設備については、設置工事及び保守点検を行うものとし、その費用はすべて受注者が負担するものとする。

なお、警備機器及びこれに付随する一切の設備については、すべて受注者の所有に属するものとする。

8 警備機器施行完了までの警備

警備機器については、遅滞なく必要な設備を設置し、設置完了後直ちに機械警備を開始すること。

警備機器の設置工事が全て完了するまでの間は、1日不定期の2回以上の巡回警備を実施し、警備に万全を期すこと。なお、巡回警備の実施状況を確認するため、巡回警備報告書を提出すること。

9 その他

(1) 発注者の緊急連絡先は別に受注者に通知する。

(2) その他、必要な事項については、発注者と協議して定める。